

クーリングオフ説明書

(ご契約のお申し込みを撤回することができます)

株式会社 損害保険ジャパン

契約申し込みの撤回 (クーリングオフ) について

「ご契約の方が個人」で、かつ「保険期間が1年超」の場合には、ご契約のお申し込み後であっても、ご契約のお申し込みの撤回 (以下、クーリングオフといいます) をすることができます。長期にわたるご契約の場合、お申し込みの際には、十分ご検討いただきますようお願いいたします。

1. クーリングオフのお申し出ができる期間

次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフのお申し出ができます。

- ・ご契約を申し込まれた日
- ・本書面を受領された日

2. クーリングオフのお申し出方法

上記1. の期間内 (8日以内の消印のみ有効) に、当社の本社 (右記あて先) に必ず郵便でご通知ください。

[注1] ご契約を取り扱った代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けられないのでご注意ください。

[注2] すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

3. お払い込みになった保険料の取り扱い

クーリングオフのお申し出をされた場合には、すでにお払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、当社および当社代理店・仲立人は、お客様にクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の開始日 (開始日以降に保険料をお払い込みいただいたときは、当社が保険料を受領した日) からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割りでお支払いいただく場合がございます。

4. クーリングオフのお申し出ができないご契約

次のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- (1) 保険期間が1年以内のご契約
- (2) 営業または事業のためのご契約
- (3) 法人または社団・財団等が締結したご契約
- (4) 質権が設定されたご契約
- (5) 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- (6) 通信販売特約により申し込まれたご契約

5. ご通知いただく事項

クーリングオフのお申し出をされる場合は、「郵便はがき」に次の事項をご記入のうえ、郵便でご通知ください。

- (1) ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- (2) ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号
- (3) ご契約を申し込まれた年月日
- (4) ご契約を申し込まれた保険の次の事項

- ① 保険種類
- ② 証券番号 (申込書控の右上に記載してあります)
- ③ 領収証番号 (領収証の右上に記載してあります)
- (5) ご契約を取り扱った代理店・仲立人名

(記入例)

郵便はがき

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

(株) 損害保険ジャパン

お客様サービス室 行

〒107-8654 港区北青山2-9-5

日産火災海上保険(株) 営業サービス推進部サービス開発グループ 行

〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1

安田火災海上保険(株) お客サービス室 行

(株) 損害保険ジャパン 御中

下記の保険契約のクーリングオフを
申し出ます。

契約者住所 ○○○○○○○○○○ (1)

氏名 ○○○○ (2)

電話番号 ○○-○○○○-○○○○

契約申込日 平成○年○月○日 (3)

保険種類 ○○○○ (4)

証券番号 ○○○○○○○○○

領収証番号 ○○○-○○○○ (5)

取扱代理店名 ○○○○○○○○

・仲立人名

(ご注意) 平成14年6月30日までにクーリングオフをお申し出される場合は以下住所にお送りください。

- ・日産火災海上保険株式会社でお申し込みされた場合
〒107-8654 港区北青山2-9-5
- ・安田火災海上保険株式会社でお申し込みされた場合
〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1